

第1章 模擬株式会社 IMAKANE FACTORY の設立前史

1 特別支援学校卒業生に対する今金町就労支援事業

今金町は、以前から本校の卒業生の就労支援に取り組むことができないか検討していた。本校でも全学年が現場実習を行い、役場やその関連機関での実習を行うこともあった。平成21年度当時の本校生徒の一般就労では、経済不況の影響から採用する会社が少なく、水産加工会社で働くことが多かった。播磨正一第5代校長は、他県では行政側が知的障がい者を正職員とし雇用する取り組みが開始されていることを踏まえて、「今金版デュアルシステム」を目指して、町役場（将来的には町内企業、事業所等）と共に協議を開始し、就労に向けた人材を育てる新たなシステムづくりの構築を模索し始めた。平成21年度に今金町も、このような地域状況を踏まえ、本校の卒業生を支援する取組の一つとして、町の職員として一定期間採用し、職業自立への支援を行う方針を示し、具体的な進め方についての協議を始めた。町役場の担当窓口を教育委員会にすることで、本校との連携もスムーズに行うことができるようにした。

当時、2年生になる生徒の進路方針を決めることが困難な状況があり、外崎秀人町長、中島光弘教育長はじめ町役場の方々が、教育委員会での現場実習の受け入れを決定した。平成21年、22年に今金町教育委員会で現場実習を実施した生徒は、教育委員会の職員の方々の御配慮と御指導の下、町役場の方々の期待に応える成果を上げた。この実習を通して、関係者間では、生徒の職業能力を高めながら、今金町としても将来の就労につなげることが可能ではないかと考えが深まった。

このような経緯を経て今金町議会は、平成22年11月に町独自の「特別支援学校卒業生に対する今金町就労支援事業実施要綱」を定めた。この事業は本校卒業生を役場で、「今金町臨時事務嘱託員」として2年間雇用し、様々な業務を通じて職業能力を高め、一般就労に結びつける事業である。

具体的には、本校在学時の2・3年生次にそれぞれ9日間・7週間の現場実習や前提実習を行い役場と本校が実習の評価を協議する。そして、その生徒がこの事業の対象となれば役場での臨時事務嘱託員の2年間に職業人・社会人としてのスキルアップを図りながら次の就労先での職場体験を行うなどして将来の一般就労につなげていくものである。

⇒	在学期間			役場での臨時職員としての期間（原則2年間）		一般就労へ
	1年生	2年生	3年生	1年目	2年目	
内容	町内・近郊での現場実習（引率実習）	役場での現場実習9日間（単独実習） ケースにより再度実施もある	役場での現場実習7週間（前提実習）	職業人・社会人としてのスキルアップ	職業人・社会人としてのスキルアップ 次の就労先での職場体験	職業自立へ
役校場のと連携	対象生徒の把握	実習内容の協議 実習の評価と協議	実習内容の協議 実習の評価と協議	定期的評価と協議	定期的評価と協議 今後の就労（移行・継続）について協議 職場開拓と体験受入 新職場との協議	新職場との連携

現在、この事業での採用者は6名となっており、2年間の事務嘱託員や介護補助員の臨時町職員として勤務する傍ら、一般就労希望先での実習を通し本人の職業人・社会人としてのスキルアップを図りながら、本校と町が連携を深め一般就労に結び付くように支援を続けている。

2 『にぎわい！今金』コミュニティビジネス創出による地域力再生プロジェクト事業

(1) 事業の開始

今金町は農業の町であるため、高嶋利次郎第7代校長は平成26年度に「教育と福祉と農業の協働」を重視し、社会福祉法人を利用する卒業生が農家で施設外就労する「ユニバーサル農業」の枠組みを「キャリア教育・就労支援・定住促進事業（案）～「今金モデル」～」として整理し、町役場と協議してきた。

一方、同時期に今金町商工会では、町、農協、社会福祉法人光の里、本校と連携して、農業と商業等をワークシェアリングして通年雇用と住む場所づくりを行う計画を策定しており、学校としても、商工会事業（ユニバーサル農業を含む）について連携・協力した取り組みを進めることとした。今金町商工会では平成25年度から今金町において人口減少等多くの地域課題がある中、「農業」「福祉」「教育」「観光（自然）」等の地域資源を活用して、地域コミュニティ再生や雇用拡大を図り、交流・定住人口の維持・増加に結び付くコミュニティビジネスを創出することを検討しており、平成26年度から中小企業との補助金を得て調査研究事業を開始した。構成団体は、商工会、今金町、JA今金、社会福祉法人光の里、本校である。

(2) 平成26年度事業

平成26年度は、障がい者雇用に関する可能性と空き家、空き店舗利活用に関する調査研究が実施された。具体的には、アンケート調査が在校生やその保護者、本校職員、商工会会員、農業経営者、地域住民に実施された。その結果、生徒アンケートの集計では、25.4%が、「希望する仕事があれば今金町で働きたい」と回答している。また、保護者のアンケートの集計でも53.2%が「希望する仕事があれば今金町で働かせてもよい」と回答していた。

商工会会員の意識調査では、「業務上のスキル、対人能力等」が雇用に当たって懸念されることが指摘されていたが、「条件が整えば可能性がある」と回答した会員は24.4%であった。農業経営者の雇用受け入れ調査では、「積極的に受け入れたい」（3.1%）と「条件によっては受け入れたい」（46.5%）の49.6%が条件や環境が整えば雇用に前向きなことが分かった。商工会事業では、単なる福祉の町ではなく社会に貢献する障がい者を輩出し、「障がい者が活躍するビジネスを育てる町」として差別化を図り、「障がい者が活躍するビジネスを育てる町」＝「ソーシャルタウン今金町」を目指すことが確認された。

(3) 平成27年度事業

平成27年度は、それぞれの課題解決に向け以下の事項に取り組んだ。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 商工業・農業による就労実習実証試験の実施② 生活実証試験の実施 |
|--|

- ③ 商工業・農業による雇用シェアリング実証試験の実施
- ④ ソーシャルタウン今金町の理解推進と協力体制構築
- ⑤ 障がい者雇用予定の企業との連携・協働。

本校生徒の職場実習実験（H27.8.24〔月〕～12.2〔水〕）では、28名の生徒（延べ92名）が参加して、職場実習が延べ77日間にわたって12事業所（農業・商業・サービス業）で行われた。また、雇用シェアリング実証実験（H28.1.19〔月〕～2.18〔木〕）では、13名（延べ36名）の生徒（光の里居住者1名を含む。）が参加して、職場実習が延べ30日間にわたって9事業所（商業・飲食業・サービス業）で行われた。

その結果、63%の企業が「想定以上の適応力がある。」と評価した。87%の企業が「将来障がい者の雇用を視野に入れる。」と答えた。また、今回の実習先に「就職してもよい。」と考える生徒が35%みられた。取組の成果としては、次の事項が挙げられた。

- 職場での実習は企業経営者やマネジメントと養護学校生との双方にとって双方に安心感をもたらすことに結び付く。
- 障がい者が対応できる業務範囲を拡大することによって雇用意欲が高まる。
- 職場実習の規模を更に拡大し期間を長期化することで、雇用シェアリングのニーズマッチングを多面的に図ってゆく必要がある。

そして、商工会では、本校生徒と町内の社会福祉法人「光の里」に勤務する障がい者の就労実習実験から得られた問題点や課題を整理し、就労する障がい者向けの就業マニュアルと、障がい者を雇用する職場のマネジメント向けの雇用マニュアルとして、障がい者雇用マニュアルを作成した。特に、雇用側・労働側の安心バイブルとして作成した「雇用マネジメントマニュアル」は、本校進路指導部の教師が作成に協力して、生徒が作業に取り組みやすいように様々な手立てが示されており、「ユニバーサル農業」を具体化した内容になっている。

(4) その後の取り組み

平成28年度は、①シェアハウス実証実験、②雇用シェアリングのためのオペレーションシステムづくり、③まちづくり会社設立に向けた検証の三点に取り組んだ。一方、平成27年度に今金町山村活性化地域協議会が発足した。この協議会は、今金町の山村地域の活性化と振興を図るため、啓発、普及、情報発信など、各関係機関、団体などが一体となって農山村と都市の交流による今金町の農業の活性化や多様な担い手が支えていく地域産業システムの構築に資することを目的としている。この協議会でも、障がい者雇用の検討が進められている。

平成29年3月7日（火）には、本校卒業生を雇用して、地域産業を行う組織として、一般社団法人i・スマイルの設立総会（平成28年度社員総会）が御こなされた。「i・スマイル」の「i」は、「いまかね」の「愛」、そして「いしずえ」の「愛」である。i・スマイルは、多様な人材が活躍できるコミュニティビジネスを創出し、企業誘致を含めた新たな雇用形態や場の確保、今金高

等養護学校卒業生を中心とした障がい者雇用に向けた環境整備を図り、人口減少に歯止めを掛けることで、農業も商工業も潤うことで地域経済の活性化を目指している。

3 障がい者雇用事業者連絡会

本校の卒業生が、町内の企業に就労し働いていく中で、雇用主は業務の内容や進め方をどのようにどのレベルまで助言したり指導したりすればよいのか、障がいとの兼ね合いで迷う場面がある。3学年の前提実習の際には、進路担当者から雇用主には本人の障害の状態や特性、接し方や伝え方などについて伝えてはいるが、就労してからは本人にとっては実習ではなく毎日の仕事となり、意識も変わっていく。その結果、雇用していく中で新たな課題や悩みが生じるようになる。雇用主にとっては、卒業生をどのように理解し、接したらよいかについての詳しい情報が必要になった。

このことに関わっては、本校の学校評議員会で就労後の卒業生の課題と具体的な対応が話題に挙がった。具体的には、初めて障がい者雇用を行った雇用主にとっては、「どこまでが障がいのできないのかが分からない。」、「のびしろがどこまで分かれば、スキルアップさせられるが、知識不足である。」、「相談や支援要請をする場や環境が必要である。」などである。

このような場合には、学校では必要に応じて、卒業の支援の主体となる相談支援事業所「相談室ひかり」の協力の下に、企業・グループホーム・進路指導部で支援会議を開き、情報共有と本人への支援に役立てるようにしている。

今金町では、「特別支援学校卒業生に対する今金町就労支援事業」と今金町商工会が中心となって関係機関と連携して進めた「『にぎわい！今金』コミュニティビジネス創出による地域力再生プロジェクト事業」によって、町内で就労する卒業生が多くなる見込みがある。そのため、初めて障がい者雇用を行う企業が増加することが見込まれるため、従来以上に就労支援の体制を強固にする必要が生じてきた。

そこで、学校評議員会では、自立支援協議会の就労支援部会が中心となって、就労後の支援体制や情報交換をすることが協議され、その後、本校の学校評議員でもあり、実際に障がい者雇用を自社で行っている小川ひとみ氏が中心となって、平成27年度から今金町保健福祉課等と協議し、平成28年度に「障がい者雇用事業者連絡会」を自立支援協議会と関連付けて立ち上げるようになった。

構成員は障がい者雇用事業者、相談支援事業者等の担当者であり、連絡会で協議等を行う内容は次のとおりである。

- 雇用中の対応について
- 雇用事業者及び相談支援事業所、光の里の地域支援係等のネットワーク構築
- 雇用事業者間の情報共有、意見交換
- 自立支援協議会（就労支援部会）への提案、提言等

構成員については、参加者の意向を考慮し、今後参集範囲を拡大する可能性も視野に入れている。また、参加者の意向を考慮し、自立支援協議会の参加や他の協議会等への統合の可能性も考えられ

ているが、当面は、連絡会の開催回数を重ねながら、連絡会の扱う内容や形態を参加者で決定することとしている。

4 特別支援学校卒業生の就労支援並びに自立支援に関する連携協定

卒業生の就労先については、平成23年度から開始された役場の就労支援事業以外は、卒業生のほとんどが食品加工や水産加工系の業種に就労していた。卒業生の就労状況（1期～17期）は、一般就労と福祉的就労を合わせると、在籍した学科に関係なく「食品加工・水産加工」が71.1%、「流通・サービス」が16.7%、「農林水産業」が7.8%、「環境整備」が3.3%を占めていた。しかし、生徒の実態の変化に伴い、徐々に就労先に変化が見られ始め、26年度卒業生の内、2名が流通・サービス系の大手企業に就労するなど、これまでにない就労先の広がりが見られるようになってきた。卒業生の進路動向を踏まえて、これまでの「ものづくり学科」の作業内容を見直し、より直接的に卒後の就労に役立つ学習経験を増やすために、平成29年度から共通教科の作業学習（職業・家庭）として、「学科共通作業」（環境整備、流通・サービス、食品加工）を設けることとした。

また、今金町商工会事業が開始され、農業・商業等のワークシェアリングによる通年雇用を目指すことになり、一人当たりの現場実習先も農業や商店など幅広くなってきた。28年度には商工会事業により、2名が町内で一般就労した。実習先が多様化すると共に、商工会事業は今後も継続して行われ、植物工場が町内で建設され雇用が開始することに伴い、町内就労者が増加することから、関係機関の連携や調整がより効果的に行え、継続した連携と支援がスムーズに行われる関係機関相互の「関係性」に社会的な枠組みを付与しようとする気運が、平成27年度から関係機関の間で高まり、本校の学校評議員会でも課題として指摘されてきた。

このような経緯を経て、今金町では本校の生徒の実習、卒業生の就労支援と自立支援に関わって、本校と連携協定を結ぶ方針を決定し、平成28年10月4日（火）に調印式が今金町役場で行われた。調印式には外崎秀人町長と高嶋利次郎校長が出席しました。協定締結に先立ち、中島光弘副町長から経過並びに主旨について報告がなされた後、町当局幹部職員と本校教頭が見守る中、外崎町長と高嶋校長が署名し協定書が交わされた。

連携協定の目的は、今金町の特別支援学校高等部生徒の就労に関する専門的な知識及び技能の向上を図るとともに、就労支援並びに自立支援に向けて包括的な支援体制を整えることである。協定の目的達成のため、協定書では次の事項について連携協力することとしている。

- (1) 在校生の作業学習及び現場実習に関すること
- (2) 校内作業学習等における教員及び生徒への技術指導及び助言に関すること
- (3) 就労支援及び通年雇用に関すること
- (4) 居住環境の整備に関すること
- (5) 雇用と生活の自立に向けた支援に関すること
- (6) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項